

感染予防対策

放課後等デイサービス わかば

【感染対策のために必要なこと】

管理者は

- 感染症対策に対する正しい知識（予防、発生時の対応）の習得
- 施設内活動の着実な実施（感染対策委員会の設置、指針とマニュアルの策定、職員等を対象とした研修の実施、設備整備など）
- 関係機関との連携の推進（情報収集、発生時の行政への届出など）
- 職員の労務管理（職員の健康管理、職員が罹患したときに療養に専念できる人的環境の整備など）

職員は

- 感染症に対する基本的な知識（予防、発生時の対応、高齢者が罹患しやすい代表的な感染症についての正しい知識）の習得と日常業務における実践
- 自身の健康管理（感染源・媒介者にならないこと、など）

利用者及び職員にも感染が起こり、媒介者となりうる感染症

集団感染を起こす可能性がある感染症で、インフルエンザ、感染性胃腸炎（ノロウイルス感染症等）、腸管出血性大腸菌感染症、痂皮型疥癬、結核などがあります。

血液、体液を介して感染する感染症

基本的には、集団感染に発展する可能性が少ない感染症で、肝炎（B型、C型）、HIV感染症2などがあります。

感染症に対する対策の柱として、以下の3つが挙げられます。

- ①感染源の排除
- ②感染経路の遮断
- ③宿主（ヒト）の抵抗力の向上

(1) 感染源

感染症の原因となる微生物（細菌、ウイルスなど）を含んでいるものを感染源といい、次のものは感染源となる可能性があります。

- ①嘔吐物・排泄物（便・尿など）
- ②血液・体液・分泌物（喀痰・膿みなど）
- ③使用した器具・器材（注射針、ガーゼなど）
- ④上記に触れた手指で取り扱った食品など

(2) 感染経路の遮断

感染経路には、①接触感染、②飛沫感染、③空気感染、及び④針刺しなどによる血液媒介感染などがあります。感染経路に応じた適切な対策をとりましょう。

感染経路の遮断とは

- ①感染源（病原体）を持ち込まないこと
- ②感染源（病原体）を持ち出さないこと
- ③感染源（病原体）を拡げないこと

です。そのためには、手洗いの励行、うがいの励行、環境の清掃が重要となります。また、血液・体液・分泌物・嘔吐物・排泄物などを扱うときは、手袋を着用するとともに、これらが飛び散る可能性のある場合に備えて、マスクやエプロン・ガウンの着用についても検討しておくことが必要です

- * 下痢などの症状がある時は、石けんやタオルは専用のものを。
- * 排便後は、トイレのドアノブや水洗レバーを直接触らない。
- * 消毒は、消毒用アルコールや逆性石けん、次亜塩素酸ナトリウムなどを含ませた布で拭く
- * 汚物は素手では触らない。
- * 汚物を処理した後は、よく手を洗う。
(手袋を外した後も、しっかり手洗い)